

琴浦町一向平キャンプ場条例

制定 平成19年3月20日条例第7号

最終改正 令和8年6月19日条例第19号

(設置)

第1条 町民の観光レクリエーション活動の場を確保し、中山間地域の振興及び町外からの誘客による観光振興を図るため、琴浦町一向平キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
琴浦町一向平キャンプ場	琴浦町大字野井倉688番地129外

(施設)

第3条 キャンプ場の主な施設は次のとおりとする。

- (1) 管理棟
- (2) 森林体験・交流センター
- (3) 水風呂
- (4) バーベキューハウス
- (5) キャンプサイト
- (6) キャンプファイヤーサークル
- (7) 炊事場
- (8) 便所
- (9) 休憩所
- (10) 給水施設
- (11) 駐車場

(管理)

第4条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) キャンプ場の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定手続等)

第5条 指定管理者の指定手続等は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)に定めるところによる。

(管理の期間)

第6条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、10年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開設期間及び開設時間)

第7条 キャンプ場の開設期間は、通年とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、キャンプ場の管理運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て閉鎖期間を設けることができる。

3 キャンプ場の開設時間は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上支障があるとき。

3 指定管理者は、キャンプ場の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付すことができる。

(行為の制限等)

第9条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、キャンプ場への入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

(措置命令)

第10条 指定管理者は、キャンプ場の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、キャンプ場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第12条 キャンプ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は指定管理者が、あらかじめ町長の承認を得て定める。
- 3 指定管理者は、公用又は公益上必要と町長が認めるときは、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(原状の回復)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、当該施設等を原状に復し、利用者によって搬入した物品を撤去し、キャンプ場から借用した備品を返却しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

第15条 町長が指定管理者の指定の取り消し又は業務の停止を命じた場合、若しくは次期指定管理者が指定されないまま指定の期間が満了した場合は、その時からその直後に次の指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)、町長は施設等の管理を行う。この場合において、第7条第2項の規定中「指定管理者は、キャンプ場の管理運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て」とあるのは「町長はキャンプ場の」と、同条第3項の規定中、「指定管理者があらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、第8条から第11条までの規定中、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

第16条 町長は、指定管理者不在等期間においては、別表に掲げる額を使用料として、利用者から徴収することができる。

2 前項の場合において、町長は、公用又は公益上必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続きその他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成24年3月23日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(琴浦町一向平森林体験・交流センター条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 琴浦町一向平森林体験・交流センター条例(平成16年琴浦町条例第163号)
- (2) 琴浦町一向平バーベキューハウス条例(平成16年琴浦町条例第172号)

附 則(平成31年3月22日条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月18日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年6月19日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、指定管理者が不在である場合は、この条例の施行の日から、第15条に規定する「指定管理者不在等期間」にあるものとみなして、同条及び第16条の規定を適用する。

別表(第 16 条関係)

施設	種別	単位	金額	備考
キャンプサイト	一般サイト	1 区画 1 泊	2,750 円	13 区画(AC 電源なし、車両乗り入れ不可)
	電源付きカーサイト		4,950 円	5 区画(AC 電源あり、車両乗り入れ可)
	車寄せサイト		4,400 円	11 区画(AC 電源なし、車両乗り入れ可)
	フリーサイト		2,750 円	10 区画(AC 電源なし、車両乗り入れ不可)
	デイキャンプ	1 区画 1 日	1,650 円	6 区画 利用可能時間 午前 10 時 30 分から午後 5 時まで
	サイト清掃等 手数料	1 区画	550 円	キャンプサイト使用後のごみの処理及びサイトの清掃等にかかる費用
森林体験・交流センター	サウナ	1 人 1 日	1,500 円	利用可能時間 午前 11 時から終業 30 分前まで
管理棟	シャワールーム	1 回 5 分	200 円	利用可能時間 午前 11 時から終業 30 分前まで